

印西地区消防組合公告第1号

小型動力ポンプ付水槽車購入の事後審査型制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定により、事後審査型制限付一般競争入札を次のとおり実施する。

平成30年5月15日

印西地区消防組合管理者 伊 澤 史 夫

1 事業名称

- (1) 業務名 小型動力ポンプ付水槽車購入
- (2) 納入場所 千葉県印西市牧の原二丁目3番地
印西地区消防組合 牧の原消防署
- (3) 納入期限 平成31年3月13日
- (4) 事業概要
 - ① 目的 小型動力ポンプ付水槽車の更新整備
 - ② 規模等 小型動力ポンプ付水槽車
 - ③ 仕様 別途仕様書のとおり
- (5) 入札方法 事後審査型制限付一般競争入札

2 入札参加者の資格要件

本事業の入札参加を希望する場合の資格要件は、次のとおりである。

- (1) この事業の公告日現在において、印西地区消防組合を構成する市（印西市及び白井市 以下「関係市」という。）の平成30、31年度競争入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、物品部門の「車両」の登録業者で、関係市の建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本公告の日から本業務の入札日までの間、受けていない者でなければならない。
- (2) 本件の納入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる体制を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者のほか、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、当該工事の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者及び会社更生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者、又は民事再生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者及び印西地区消防組合建設工事等暴力団対策措置要綱の別表に規定する措置要件に該当する者は参加することができないものとする。

3 入札参加の届出

本事業の入札参加を希望する者は、事後審査型制限付一般競争入札参加届出書を持参により提出するものとする。

- (1) 様式 印西地区消防組合ホームページ→入札情報からダウンロード
URL <http://fire-inzaichiku.eco.coocan.jp/>
- (2) 期間 平成30年5月15日(火)から平成30年5月28日(月)
(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- (4) 場所 印西地区消防組合消防本部総務課

4 設計図書等の配布又は縦覧又は貸出

印西地区消防組合入札約款及び本業務に係る契約書案、設計図面及び仕様書(以下「設計図書等」という。)の縦覧は次のとおり行う。

- (1) 縦覧期間 平成30年5月15日(火)から平成30年5月28日(月)
(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- (2) 縦覧時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 縦覧場所 印西地区消防組合消防本部総務課(入札約款及び本業務に係る契約書案)
印西地区消防組合消防本部警防課(設計図書等)

5 質問及び回答

設計図書等に関して質問等がある場合は、事業担当(警防課)に電話連絡のうえ、使用印の押印された質問書により、次のとおりファクシミリ又は電子メールにて提出すること。

- (1) 期間 平成30年5月15日(火)から平成30年5月28日(月)
- (2) 提出先 印西地区消防組合消防本部警防課
- (3) 回答 平成30年6月1日(金)までにファクシミリ又は電子メールにて通知する。

6 入札の執行

(1) 入札書に記載する金額

落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額をもって入札金額とすること。

(2) 落札候補者の決定

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、印西市契約事務規則第11条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって

入札（有効な入札に限る）した者から順に落札候補者とし、資格確認後、落札者として決定する。なお、最低の価格をもって入札した者が資格要件を満たしていない場合は、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者から確認書類の提出を求め、順次審査を行い、最初に入札参加資格を満たしている者を落札者とする。

7 入札（開札）の日時及び場所

- (1) 入札日時 平成30年6月7日（木）午後2時30分から
- (2) 入札場所 印西地区消防組合消防本部セミナー室
- (3) 入札方法 印西地区消防組合入札約款のとおり
- (4) 入札回数 2回までとする。
- (5) 開札日時及び場所 (1) 及び (2) のとおりとする。

8 入札参加資格等確認書及び確認資料等の提出

開札後、落札候補者となった者は、別に配布する事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認書提出要領に基づき、落札候補者として決定した日から起算して5日以内に入札参加資格等確認書及び確認資料等を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

9 内訳書の提出

事後審査により落札者となった者は、落札金額の内訳を内訳書に記載し契約の前までに提出すること。

10 契約の締結について

落札候補者は、落札決定の日から7日以内（休日を除く。）に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）の規定により議決を要する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。また、期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

11 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。
ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (3) 提出された資格確認資料は、返却しない。なお、公表し、又は無断で使用することはしない。
- (4) 納期は、事業により変更することがある。
- (5) 入札参加者は、入札約款及び配布書類を熟読し、入札に参加すること。

12 問い合わせ先

印西地区消防組合消防本部

入札担当 総務課 電 話 0 4 7 6 - 4 6 - 9 9 4 2

事業担当 警防課 電 話 0 4 7 6 - 4 6 - 9 9 6 2

F A X 0 4 7 6 - 4 6 - 9 9 1 4

E-mail keibou-inzaichiku@nifty.com

小型動力ポンプ付水槽車

平成 3 0 年 度

印西地区消防組合

目 次

第1章 総 則	
1 目的	1
2 準用	1
3 使用の変更	1
4 使用の承認	1
5 提出書類	1～2
6 検査	1～2
7 納車	2
8 技術指導	2
9 保証期間	3
10 疑義事項等	3
11 その他	3
第2章 使用一般	
1 シヤシ諸元	3
2 装備品	4
3 附属品	4
第3章 ぎ 装	
1～9	4～8
第4章 塗装及び表示	
1～2	8
第5章 無線機移設及び簡易AVM移設	
1～2	9
別表 取付け品及び付属品	10～12

第1章 総 則

1 目的

この仕様書は、印西地区消防組合（以下「消防組合」という。）が平成30年度に消防強化のため購入する小型動力ポンプ付水槽車（以下「車両」という。）のぎ装、性能及びこれらに関する必要事項について定める。

- (1) 購入品目 小型動力ポンプ付水槽車
- (2) 購入数量 1台
- (3) 納入期限 平成31年3月13日（水）
- (4) 納入場所 印西地区消防組合

2 準用

ここで定める仕様のほかは、消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）及びこれら関係法令等の規格に適合したものとするほか、車両は、日本消防検定協会及び千葉陸運支局の検査に合格し、新規登録手続きを完了したものを納入し、積載品及び附属品にあっても国及び消防庁で定める技術上の基準に適合したものとする。

3 仕様の変更

本車両のぎ装にあっては、使用の目的が十分達せられるよう製作し、技術上の変更を要する場合及び疑義のある場合は、随時消防組合と協議したのち、書面を提出し承認を得た場合のみ仕様の変更をすることができる。

4 仕様の承認

受注者は本仕様書に基づく工事が完全、かつ強固に施工できるよう事前に検討を行い、施工に「そご」がないよう確認する。また受注者は、本仕様書を十分検討のうえ契約するものとし、契約後における一切の疑義は、全て消防組合の解釈に従うものとする。

5 提出書類

- (1) 受注者は製作に先立ち次のものを各2部提出して消防組合の承認を得ること（本契約後提出可能な時期に速やかに提出すること）。

- ア 製作工程表
- イ 設計図（5面図1／20）
- ウ 工程図
- エ 取付品の取付要領図
- オ 電気配線関係系統図
- カ その他消防組合が指示するもの

- (2) 本契約後、消防組合担当者が指示する進捗状況を示す書類及び画像を定期的に提出すること。

- (3) 車両納入時には、次のものを製本の上各3部（指示あるものはその数）提出すること。

- ア 完成図（5面図1／20）
- イ 積載品・附属品及び車両取扱説明書

- ウ 車両及び装備品のトラブル時に対応する連絡先一覧表
- エ 納品書（内訳書含む）
- オ 写真・カラーコピーA4（外観5面2枚）
- カ 自動車検査証の写し
- キ その他消防組合が指示するもの

(4) 受注者が公表した標準取付品及び附属品は全て納入すること。ただし、この仕様書で指定したものと重複するものについては除くことができる。

6 検査

(1) 消防組合に提出した製作工程表に基づき、消防組合職員の立会いのもと検査を受けられる状態で日程を組むこと。

(2) 検査依頼は、実施予定日のおおむね14日前までに消防組合に書面により提出すること。

(3) 検査に当たっては、営業及び設計担当者が必ず立会うこと。

(4) 検査の種類

ア 中間検査 艀装完了前に消防組合と協議し実施する。

イ 完成検査 本仕様書、承認図に基づき次の検査を実施する。

(ア) ぎ装全体の検査

(イ) 附属品数及び機能検査

(ウ) 各装備及び消防資機材の検査

エ その他消防組合が必要と認めた時に実施する。

オ 検査不合格の場合には、次のとおりとする。

(ア)不具合等の内容及び改善対策事項を記載した書類を速やかに提出すること。

(イ)不具合等の内容及び改善対策事項をおおむね14日以内に実施すること。

(ウ)前記(ア)で提出された書類については、消防組合が改善対策事項を承認した後、再検査を受けること。（発生した必要な経費は受注者の負担とする）

7 納車

(1) 完成車は、関東運輸局千葉運輸支局の行う車体検査及び新規登録を受け、各部の点検、整備、清掃、手入れ等を十分に行ったうえ納入すること。

(2) 完成車の登録に要する諸経費（自賠償保険、重量税、新規登録手数料、リサイクル料）は、受注者が立て替え払いし、納車後に発注者に請求するものとする。

(3) 車両登録時における自動車登録番号は、発注者が指定する番号とする。

(4) シャン及び積載品のうち発電機等のエンジン類には、すべてオイル等を給油し燃料は満タンに補給しておくものとする。

8 技術指導

受注者は、技術指導のため納車後に、消防本部が指示する日時に指導員を派遣し取扱説明等の指導を実施すること。

9 保証期間

保証期間、完成車納入後12ヶ月とする。

また、資機材等のメーカー保証が12ヶ月よりも長期の場合は、メーカー保証を優先すること。なお、保証期間後においても設計不良、工作不良あるいは材質不良に起因する故障及び使用に際して支障が発生した場合、無償にて修理又はとり替えを行うこと。

10 疑義事項等

仕様書に明記されていない事項及び記載事項の中に疑義が生じた場合は、協議のうえ決定するが、契約後における一成の疑義は、すべて消防本部の解釈に従うこと。

なお、協議後、仕様書等の変更については、すべて文書をもって措置をするものとする。

11 その他

廃車について、車両納入後、消防組合が従来使用していた車両を、消防組合の手続きが完了した後に、消防組合が競売を掛けるための必要書類を（一時抹消登録）速やかに提出すること。

第2章 仕様一覧

1 シャン諸元

- (1) 7トン級消防専用シングルキャブオーバー型
- (2) 駆動方式：二輪駆動方式
- (3) トランスミッション：マニュアルトランスミッション
- (4) エンジン排気量：5000cc以上
- (5) ホイルベース：3500mm以上
- (6) 乗車人員：2名（前部2名）以上
- (7) 操舵装置：パワーステアリング
- (8) バッテリー：145G51R型同等以上
- (9) オルタネーター：24V60A以上
- (10) 安全装置：ABS装置及びエアバック（運転席）
- (11) チルト装置：手動式
- (12) 燃料タンク容量：100L以上
- (13) タイヤ：オールシーズンタイヤ（本ぎ装において適したサイズとすること）
- (14) 足回り強化：本ぎ装において耐えることができる強化を施すこと

2 装備品

- (1) メッキグリル
- (2) 助手席電動格納式ミラー
- (3) ヒーター付サイドミラー
- (4) LEDヘッドライト
- (5) フォグランプ
- (6) 樹脂製サイドバイザー（各ドア取付）
- (7) サンバイザー（運転席・助手席）
- (8) FM／AMチューナー
- (9) 泥除け
- (10) エンジン回転計
- (11) エアコン（シャシ純正）

3 付属品

- (1) フロアマット（前席）：1式
- (2) タイヤチェーン：1式
- (3) スペアタイヤ（ホイール付）：1本
- (4) 標準工具：1式

第3章 ぎ装

1 キャブ外装

- (1) キャブは、シャシ固有の鋼板製2ドアシングルキャブとする。
- (2) キャブ前面中央に消防章を取り付けること。
- (3) キャブ左右側面に乗降用の手摺を設けること。
- (4) 各乗降口のステップ踏面は、滑り止め措置をすること。又、傷防止用アルミ保護を設けること。
- (5) バッテリーは、車体側に設け、専用ボックスを製作し、容易に固定又は解除できる引出装置を設けること。
- (6) 前扉フェンダー及び各ドア開口部（下部）は、プロテクター（アルミ筋板張り）を取り付けること。
- (7) キャブのチルト部は、必要により補強し落下防止の支え棒を設ける。

2 キャブ内装

- (1) 助手席はシャシ標準シートとすること。
- (2) キャブ内後部の窓には保護枠を設けること。
- (3) 各座席は汚損防止のため、汚れにくいシートカバー張りとすること。

3 キャブ内収納箱等

- (1) 運転席と助手席の間に電装品等を収納するセンターコンソールボックスを設けること。
- (2) キャブ内にA3サイズ以上の書類収納箱を1個設けること。
- (3) キャブ後部座席後方に木箱を作成し、資機材等の出し入れが可能であること。
- (4) キャブ内に携帯拡声器1個を取付けること。
- (5) 指示する位置に携帯無線用ボックスを2個設けること。

4 小型ポンプ

動力ポンプの技術上の規定を定める省令のポンプの級（B—3級以上）に該当するものとし日本消防検定協会が行う可搬ポンプ受託試験に合格したエンジン式のものとする。

1 型式： トーハツ製 可搬式小型動力ポンプ（VF63AS）

- (1) 小型動力ポンプには自動揚水装置を装備すること。
- (2) 小型動力ポンプは車体後部シャッターボックス内に設置し、水槽と配管等で接合し、消防活動上、支障のないよう設置すること。
- (3) 車体後部から操作できるように取り付けること。
- (4) 小型動力ポンプの取付についてはメンテナンスを考慮した固定方法とすること。

5 小型動力ポンプ取付装置

- (1) 振動等により移動又は破損を生じないように安全確実に固定できるものであること。
- (2) 設置に際して、小型動力ポンプのエンジンオイル交換等、メンテナンス性を考慮し設置すること。
- (3) 小型動力ポンプの排気管は、車体下部まで排気できる構造とすること。
- (4) 小型動力ポンプのドレンは容易に排水できるよう、シャッター内より、外部にパイプ等で導くこと。
- (5) 小型動力ポンプの始動は、セルスターター方式とし、配線によりシャシバッテリーでも始動できること。
- (6) 水槽、河川等からの吸水、吐水については各固定配管（一部ホース可）を設けること。
- (7) 小型動力ポンプからの自己吸水による放水及び、水槽からの吸水による放水が可能であること。

4 配管

(1) 吸水口

ア 吸水口は、消防呼称75mmボールコック（ストレーナ付）とし、車両後部に1個設け小型ポンプと結合すること。

イ ドレンを設けること。（別途協議）

(2) 放水口

ア 放水口は、消防呼称65mmボールコックとし、車両後部に2個設けること。（別途協議）。

イ ドレンを設けること（別途協議）。

(3) 給水口

ア 給水口は、水槽から供給されるものとし、消防呼称65mmボールコックとし、車両両側に各1個設けること。

イ ドレンを設けること。

5 水槽

(1) 水槽はキャブ後方に設け、容量5000L楕円型水槽とする。

(2) 材質については、ステンレス製とし適切な防錆措置をすること。

(3) 積水口は左右に各1個又は後部に1個設けること。(65mmオスキャップ・ボールコック付)

(4) オーバーフローパイプを設けること。

(5) 水量計を左右に設けること。内部には浮子入れ、側部に目盛を表示し水量を分り易くすること。

(6) タンク吸水口については、手動コックを使用し小型ポンプ操作盤付近で操作可能にすること。

(7) 水槽上部にマンホールを設け、メンテナンスが容易に行えること。

(8) 必要に応じ防波板を設けること。

(8) ドレンが行えること。

(9) ポンプからタンクへ補水用のタンク送水バルブ(コック)を設けること。

6 車体構造

(1) 車両の完成寸法は、次のとおりとする。

ア 全長 : 7000mm以下

イ 全幅 : 2350mm以下

ウ 全高 : 3200mm以下

(2) ぎ装は総合的な重量軽減を図り、車両重量のバランスを考慮して製作すること。

(3) 車体の重要な点検箇所および主要な部分の点検整備に関して、必要箇所には点検口または点検扉を設けること。

(4) 車体の材質は一般構造用圧延鋼材等を使用し、周囲は角部が突出しないように滑らかに仕上げること。

(5) 車体はキャブ、楕円タンク、左右各1枚シャッター、後部一枚シャッターの小型ポンプ及び資機材収納庫で構成すること。(資機材収納庫は別途協議)

5 資機材収納ボックス

ア シャッター内は資機材が効率良く配置できるよう、可動式及び固定式棚を設けること。また、各棚板の指示する箇所に積載物落下防止措置を施すこと。

イ シャッター内の指示する箇所に資機材や小物収納用アルミケースを設けること。

ウ 楕円タンク左右には分割式吸水管を積載するボックスを設けること。その他のスペースに指示する資機材収納庫を取り付けること。

エ 資機材収納庫下部にステップ兼用扉付資機材ボックスを設けること。

(7) ステップ及び昇降梯子

- ア 左右水槽前方及び後部には車体乗降用ステンレス製昇降梯子を設け、梯子横棧部には滑り止め措置を施すこと。
- イ 左右資機材収納庫下部の資機材ボックス扉内面はアルミ縞板とし、ステップとして使用できること。尚ステップはチェーンレス構造とすること。

(8) 車体詳細艤装

- ア 車体上部左右側面には、作業灯及び赤色点滅灯を取付けること。
- イ シャッターには引き下ろしベルトを取付けること。
- ウ 楕円タンク天井にアルミ縞板製通路を設けること。
- エ 資機材収納庫天井部に2段手摺棒を取り付けること。
- オ 各ボックス内の取り付け装置が無い部分には、スノコ板を敷くこと。
- カ 塗装にキズが付く恐れがある部分には、アルミ板を取り付けること。
- キ 車両から水槽内の水を吸水する脱着式の給水器を取り付けられる構造とし給水器は収納ボックス内に収納できる構造とする。(別途協議)

9 電装品

(1) 赤色警告灯

- ア キャビン屋根上にLED式赤色警光灯を設けること。
赤色警光灯型式：ウィレン社製 FV10H 1680mm

(2) 赤色点滅灯

- ア キャブ前部に赤色点滅灯を2個取り付けること。
参考型式：ウィレン社製 M6CR (24)
- イ 車体後部に赤色点滅灯を保護棒付で2個取り付けること。
参考型式：ウィレン社製 M6CR (24)
- ウ 上記ア～イは電子サイレンアンプのスイッチにて一括してオン、オフできること。

(3) サイレン

- ア モーターサイレンスイッチは、押しボタン式で指示する位置に設けること。
- イ 電子サイレン用アンプはキャブ内の指示する場所に取り付けること。
サイレンアンプ型式：大阪サイレン TSK-D512 同等品以上
- ウ 電子サイレンアンプ内臓メッセージは署標準メッセージとする。(別途協議)

(4) キャブ内電装品

- ア キャブ内に電装品スイッチパネルを設けること。
スイッチ型式：大阪サイレン SBW-100 同等品以上
- イ キャビン内上部天井に、LED室内灯を1箇所設けること。
- ウ AC100V電源を2口キャブ内に設け、2口合計の電力は600W以上を確保すること。
- エ 助手席側ピラー部にLED式マップランプを1個取り付けること。
- オ ボックス開放確認ランプを指示する位置に設けること。

- カ ドライブレコーダーを取り付けること。(純正品又は同等品)
- (4) ゲージランプ及び各種表示ランプ等
- ア 資機材ボックス内部を有効に照射できるLED式照明灯を必要数設けること。尚、レンズ部は割れ難いポリカーボネイト製とすること。
- イ エンジン室内灯、小型ポンプ積載室内灯を設け、スイッチはゲージランプ連動とする。
- ウ 標識灯を指示する位置に、取り付けること。スイッチは、シャシスモール灯と連動すること。
- エ 車体後部左右に車幅灯を各1個取り付け、スイッチは、シャシスモール灯と連動すること。
- オ 後輪前方付近左右にLED式路肩灯を各1個取り付け、スイッチは、シャシスモール灯と連動すること。また、レンズ部は割れ難いポリカーボネイト製とすること。
- カ 後輪前方付近左右にLED式後輪照射灯を各1個取り付け、スイッチは、シャシスモール灯と連動すること。また、レンズ部は割れ難いポリカーボネイト製とすること。
- (5) サーチライト及び作業灯
- ア LED式サーチライトを指定する箇所に2個取り付け、スイッチを付近に設けること。
サーチライト型式：ウィレン社製 PFS14-DD (80W以上)
- イ 車体後部にLED式作業灯を2個取り付け、スイッチは付近に設けること。
後部作業灯型式：参考型式 ウィレン社製 PCPSM14C

第4章 塗装及び表示

1 塗装

- (1) 車両は充分錆落としの上、プライマー、パテ、サフェーサにより下地処理を行い、充分乾燥させ赤色ハイソリッドウレタン塗装により3回以上の塗装を行うこと。
- (2) 水槽は朱色とする。
- (3) アルミシャッター部分は、朱色とする。
- (4) 収納ボックス内は、シルバーとすること。
- (5) ルミ縞板使用部は、無塗装とすること。
- (6) 車両下回りは、シャシブラック塗装とすること。

2 記入文字

- (1) 標識灯には、指定の文字を記入すること。
- (2) キャブ左右には、印西地区消防組合(白色黒縁取り)及び指定エンブレムを記入すること。
- (3) シャッター部には、INZAICHIKU FIRE DEPT(白色黒縁取り)及び指定エンブレムを記入すること。
- (4) 各操作部(ハンドル、レバー、スイッチ等)には、名称および操作方法等を明記すること。

(5) 記入文字及び指定エンブレムについては別途協議する。

第5章 消防専用無線電話装置及び簡易AVM等

1 消防用無線機移設

(1) 車載無線機車載無線は、消防組合が指定する車両から移設し、空中線1式、送受話器1、車内拡声スピーカー1及び外部切り替え装置等を取り付け（外部スピーカー、アンテナ等は新品とする）、車外には左右側面に設けた無線機ボックス内にそれぞれ送受話器1及びスピーカー1を取り付け、納車時に使用可能な状態であること。（取り付け位置等は、別途協議）

2 簡易AVM移設

(1) 簡易AVM（車両動態管理）装置等をキャビン内にデータ伝送用携帯電話を指定車両から移設し（外部アンテナ等は新品とする）、外部無線ボックスには、AVM装置の外部補助設定器を取付けるスペースを確保すること。また、AC100Vからの受電コネクタ（フタ付き）を設け、電源コードは庁舎に付帯したものとする。取り付け位置等は、別途協議）なお、車両側受電コネクタには、剥き出し防止のため上開き式の蓋を取り付けること。

別表

1 車両車体

№	品名	仕様	数量
1	シャシ	7トン級消防専用シングルキャブオーバー型 2名（前部2名）以上 5000cc以上 マニュアルトランスミッション 二輪駆動 スペアタイヤ付	1式
2	シャシ架装	前後オールシーズンタイヤ (アルミホイール付)	1式

2 小型動力ポンプ付水槽車ぎ装

№	品名	仕様	数量
1	車体ぎ装		1式

3 取付品及び取付け装置

№	品名	仕様	数量
1	可搬式小型動力ポンプ	トーハツ製 (VF63AS)	1式
2	赤色警光灯	ウィレン社製 FV10H 1680mm	1式
2	電子サイレンアンプ	大阪サイレン TSK-D512	1式
3	照明灯	ウィレン社製 サーチライト PFS14-D (80W以上)	1式
4	後退警報ブザー	シャシ標準	1式
5	標識灯	赤色警光灯一体式	1式

4 軽微な変更として備えることができる取付品及び取付け置

№	品名	仕様	数量
1	キャブチルト装置	純正品 電動	1式
2	作業灯	ウィレン社製 PCPSM14C	2個
3	消防専用無線電話装置	載せ替え	1式
4	簡易AVM	載せ替え	1式
5	収納箱		1式

5 備えなければならない附属品

№	品名	仕様	数量
1	吸管	75mmメス×75mm差込みメス金具1個 付属	1式
2	吸管ストレーナー	プラスチック性 75mmオス媒介金具付	1個
3	吸管ちりよけ籠	プラスチック製	1個
4	吸管枕木	ゴム製バンド付	1個
5	吸管ロープ	径10mm×15m	1本
6	吸管スパナ		1本
10	剣先スコップ		2本
11	車輪止め	ABS+PP製取手付	2本
12	消火器	自動車用 (ABC粉末6型)	1本
13	消防専用ホース	キンパイホース SP-aya-A 65mm×20m 1.6MPa	15本

6 軽微な変更として備えることができる附属品

№	品名	仕様	数量
1	タイヤチェーン	SCC製 ケーブルチェーン	1式
2	ホースブリッジ	CB450W	1組
3	スタンドパイプ	単口引き上げ式 PS-65S及び取付け装置	1本
4	燃料携行缶	ステンレス20リットル	1缶

7 その他の取付品及び付属品

№	品名	仕様	数量
1	前部・後部赤色点滅灯	ウィレン社製 M6CR (24)	4個
2	パワーステアリング	純正品	1式
3	エアコン	純正品	1式
4	パワーウインドウ	純正品	1式
5	ABSブレーキ	純正品	1式
6	集中ドアロック		1式
7	ブースターケーブル	12V/24V 300A 5m	1組
8	予備タイヤ	オールシーズンタイヤ (アルミホイール付)	1式
9	フロアマット	純正品	1式

№	品名	仕様	数量
10	故障停止表示板	純正品 (収納箱付)	1 式
11	キーレスエントリー	リモコンドアロック・予備キー含む	5 個
11	LED室内灯	ウィレン社製 CL-2GFC24	1 個
12	LEDマップランプ	ウィレン社製 CL-ADJLMAP24	1 個
13	100V電源	600W対応	2 口
14	集中型スイッチ	大阪サイレン SBW-100又は同等品以上	1 式
15	消防章	メッキタイプ (1, 500mm)	1 個
16	電動格納式ドアミラー	純正品	1 式
17	書類等収納ボックス	別途指示	1 式
18	FM・AMラジオ	純正品	1 式
19	サンバイザー	純正品	1 式
20	サイドバイザー	純正品	1 式
21	ドライブレコーダー	純製品 メモリーカード32G以上2枚付属 又は同等品	1 式
22	メッキグリル		1 式
23	後輪灯	スモールライト連動左右	1 式
24	ボックス灯	LED 必要数	1 式
25	泥除け	純正品	1 式
26	携帯無線機用 ホルダーベスト	別途指示	1 枚
27	方向指示版		1 個
28	折り畳みブラケット	ミドリ安全40-73-1282-30	1 個
29	給水器	YONE 製 WATER CHARGER (専用ホース含む)	1 式

設 計 書

年度	平成 3 0 年 度	印西地区消防組合消防本部			
	事 業 名	小型動力ポンプ付水槽車購入			
	納 入 期 限	平成 3 1 年 3 月 1 3 日 (水)			
	納 入 先	印西地区消防組合 牧の原消防署			
物 品 概 要	別添仕様書のとおり				
設 計 金 額					
金 円					
番号	品 名	数量	単位	単 価	金 額
1	消防専用シャシ	1	台	円	円
2	小型動力ポンプ付水槽車ぎ装費	1	式	円	円
3	取付品及び取付装置	1	式	円	円
4	軽微な変更として備えることができる 取付品及び取付装置	1	式	円	円
5	備え付けなければならない附属品	1	式	円	円
6	軽微な変更として備えることができる 附属品	1	式	円	円
7	その他の取付品及び附属品	1	式	円	円
	小 計				円
	消 費 税 相 当 額				円
	合 計				円

物品類売買仮契約書

1. 事業の名称 小型動力ポンプ付水槽車購入
2. 納入場所 千葉県印西市牧の原二丁目3番地
印西地区消防組合 牧の原消防署
3. 納入期限 平成31年3月13日
4. 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
5. 契約保証金

上記の物品類売買契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって物品類売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」(昭和39年印西町条例第13号)第2条の規定による平成30年第1回印西地区消防組合議会臨時会までの議会の議決を得るまで仮契約とし、議決を得たときに、これを本契約とみなす。ただし、議会の可決を得られないとき、この契約は無効となり発注者は損害賠償の責を負わない。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所 千葉県印西市牧の原二丁目3番地
印西地区消防組合
氏名 管理者 伊澤 史夫 印

受注者 住所
氏名 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする物品類売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受注者は、この契約の目的である物品を契約書記載の納入期限内に、納入するものとし、発注者はその契約代金を支払うものとする。
- 3 受注者は、物品を納入する場合において、設計図書にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この約款及び設計図書における期間の定めについては、この契約書又は設計図書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持等)

第4条 受注者は、当契約の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、当契約の履行過程において得られた記録簿等を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(担当職員)

第5条 発注者は、担当職員を置いたときは、その氏名等を受注者に通知しなければならない。担当職員を変更したときも、同様とする。

- 2 担当職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて担当職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 発注者の意図する納品を完了させるための受注者に対する指示。
 - (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出、又は質問に対する承諾、又は回答。
 - (3) この契約の履行に関する受注者との協議。
 - (4) この契約の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査。

- 3 発注者は、2名以上の担当職員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの担当職員の有する権限の内容を、担当職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定による担当職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、担当職員を経由して行うものとする。この場合においては、担当職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が担当職員を置かないときは、この約款に定める担当職員の権限は、発注者に帰属する。

(納品書等の提出等)

第6条 受注者は物品を納品するときは、発注者の定める項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、物品を納品するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。
- 3 受注者は、発注者に納入した物品は原則として、検収に不合格となったものを除いて持ち出すことはできない。

(納入期限の延長等)

第7条 受注者は、納入期限内に物品を納入することができないときは、その理由を明示して、発注者に納入期限の延長を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による申し出があった場合において、その理由が受注者の責に帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることがある。

(契約内容の変更等)

第8条 発注者は必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。この場合において契約金額又は納入期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第9条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済事勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。

(検収)

第10条 発注者は第6条第1項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に発注者又は発注者が検収を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）の職員をして検収を行うものとする。

- 2 前項の検収を行う場合において、必要があるときは、発注者はその理由を通知して、破壊もしくは分解又は試験により検収を行うことができる。
- 3 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第1項の検収に立ちあわなければならない。
- 4 受注者は、第1項の検収に立ち会わなかったときは、検収の結果について異義を申し立てることができない。
- 5 発注者は、必要があるときは、第1項の検収のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検収を行うことができる。この場合、第2項から第4項までの規定を準用する。
- 6 第1項及び前項の検収に直接必要な費用並びに検収のため、変質、変形、消耗又はき損した物品にかかわる損失は、すべて受注者の負担とする。

7 受注者は、第1項の検収に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検収を受けなければならない。この場合において、修補の完了を物品類納入の完了とみなして第2項から第6項までの規定を準用する。

(契約代金の支払い)

第11条 受注者は、物品の納入が完了し、かつ発注者の検収に合格したとき又は第13条第2項の協議が成立したときは契約代金を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、物品を分割して納入し発注者の検収に合格したときは、当該納入物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、設計図書等において納入が完了し、かつ発注者の検収に合格したときに一括して契約代金を支払うと定めたときはこの限りではない。

3 発注者は、前2項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約代金を支払わなければならない。

4 発注者が、前項の期間内に契約代金を支払わないときは、受注者は発注者に対して支払い遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(引換え又は手直し)

第12条 受注者は、納入した物品の全部または一部が第10条第1項の検収に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、設計図書等に適合した物品を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者により引換え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に設計図書等に適合した物品を納入しなければならない。

3 受注者は、前2項の規定により引換え又は手直しが完了したときは、その物品を納入場所において発注者に納入するとともに、第6条第1項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。

4 発注者は、前項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検収を行うものとする。

5 第10条第2項から第4項まで及び第6項の規定は、前項の検収について準用する。

(減価採用)

第13条 発注者は第10条第1項又は前条第4項の検収に合格しなかった物品等について、そのかしの程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。

2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第14条 物品の所有権は、検収に合格したとき、又は前条第2項の協議が成立したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその物品は、発注者に対し引き渡されるものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて受注者の負担とする。

(かし担保)

第15条 受注者は、納入した物品に品質不良、変質、数量の不足その他のかしがあるときは、別に定める場合を除き、所有権移転の日から1年間、その補修、引換え、補足又はこれに変えて若しくは併せて損害賠償の責を負うものとする。ただし、発注者の指示又は発注者の重大な過失により生じたものであるときは、この限りでない。

(延滞違約金)

第16条 受注者の責に帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に物品を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、この契約の締結日における印西市契約事務規則（平成18年規則第19号）第29条第1項に規定する違約金の率で計算した額とする。

3 前項の規定にかかわらず、納入した物品の一部が第10条第1項又は第12条第4項の検収に合格したときは、第1項の遅延損害金の額は、契約金額から当該検収に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。

4 第12条第2項の規定により引き換え又は手直しの期間を指定した場合において、当該引換え又は手直しに係る物品が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。

5 前各項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検収に要した日数を算入しない。

（談合その他不正行為に係る解除）

第17条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、第18条の規定にかかわらずこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受注者が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項各号の規定による解除の場合に準用する。

4 受注者は、前2項の規定によりこの契約が解除された場合は違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。

5 この条第1項の規定によりこの契約が解除された場合の措置については、第23条の規定を適用する。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第17条の2 受注者は、前条第1項各号のいずれかに相当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（発注者の解除権）

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかにならないと発注者が認めるとき。
- (2) 受注者又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の担当職員又は検査職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (5) 前各号のほか、受注者が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
- (6) 第22条の規定によらないで、受注者から契約解除の申出があったとき。
- (7) 受注者が次のいずれかに該当するとき

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 役員等がこの契約に関し、相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、継続的に物品の購入や労働の供給又は派遣を受けるなど、不当に利用していると認められるとき。

ヘ 財産の買入れの契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項に規定する場合のほか、発注者は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、この契約を解除することができる。

3 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第18条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- （業務妨害又は不当要求に対する措置）

第19条 受注者は、この契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

暴力団等（暴力団対策法第2条に規定するものをいう。）から工事妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

（遵守義務違反）

第20条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、印西市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成27年告示第69号）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の再委託業者が報告を怠った場合も同様とする。

第21条 発注者は、この契約が完了するまでの間は、第18条第1項及び第2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第22条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定により、発注者が物品の納入を一時中止させまたは一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
 - (2) 第8条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第23条 発注者は、契約が解除された場合においては、分割納入した物品を検収の上、当該検収に合格した部分および部分払いの対象となった契約代金の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた分割納入した物品に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、分割納入した物品を最小限度破壊もしくは分解又は試験により検収することができる。

- 2 前項の場合において検収又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失またはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

（相殺）

第24条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（法令遵守）

第25条 受注者は、この契約の実施に当たり、関係諸法令を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第26条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知及び監督)

第3 受注者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、遵守するよう監督しなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された、文書、図画及び電磁的記録（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。また、承諾は書面によるものとする。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等をこの契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報を取り扱う事務従事者の明確化)

第10 受注者は、この契約による事務を処理するために特定個人情報を取り扱う事務従事者を報告しなければならない。

(特定個人情報の取扱いについての報告)

第11 受注者は、発注者から要求があった場合は、特定個人情報の取扱いの遵守状況について、書面により報告しなければならない。

(特定個人情報の取扱いについての实地調査)

第12 発注者は、特定個人情報の取扱いについて、必要が生じた場合は、受注者の了解を得て、受注者の事業所を实地調査することができる。なお、調査にあたっては受注者の立会いを求めるものとする。

(事故発生時の報告)

第13 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第14 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

1 個人情報取扱事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。

行政情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、行政情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための行政情報の取扱いに当たっては、行政等の権利利益を侵害することのないよう、行政情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知)

第3 受注者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、行政情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に係る行政情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の行政情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために行政情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(行政情報の目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た行政情報を、当該事務を履行するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された行政情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するための行政情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した行政情報が記録された資料等をこの契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第10 受注者は、この行政情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 発注者は、受注者がこの行政情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

1 行政情報取扱事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。

情報セキュリティ特記事項

(行政情報の管理及び取扱い)

第1 受注者は、行政情報を取り扱うシステムにパスワード等によるアクセス制限を行わなければならない。

(記録媒体の管理)

第2 受注者は、行政情報を記録した取り外し可能な記録媒体を保管する場合、外部からの脅威にさらされないよう施錠ができるなど安全な場所に保管し、適切に管理しなければならない。

(記録媒体の処分)

第3 受注者は、記録媒体が磨耗等により不要となった場合は、当該媒体に記録されている行政情報をいかなる方法によっても復元できないように消去等を行った上で廃棄しなければならない。

第4 受注者は、行政情報を記録した記録媒体の廃棄は、廃棄を行った日時、担当者及び処理内容を記録し、発注者に報告しなければならない。

(情報システムの搬入・搬出)

第5 受注者は、機器等を搬入・搬出する場合は、あらかじめ既存情報システム等に対する安全性について、可能である場合には調査し、発注者に報告するものとする。

なお、調査が困難である場合には、発注者に確認する等適切な対応を行うものとする。

第6 機器等の搬入・搬出には、発注者及び受注者が立ち会うものとする。

(設置に係わる事項)

第7 受注者は、停電及び電圧異常等によりデータ等が破壊され、業務処理に支障を来す恐れのある情報システムの機器の電源は、当該機器を適切に停止するまでの間に必要な電力を供給する容量の予備電源を備え付ける等の措置を講じなければならない。

第8 受注者は、配線が傍受又は損傷等を受けることがないように可能な限り必要な措置を講じなければならない。

第9 受注者は、設置する情報システム等の動作に影響を及ぼさない場所を考慮し、設置しなければならない。

第10 受注者は、設置する情報システム等を盗難より防止するための物理的措置を講じなければならない。

第11 受注者は、情報システムを市の施設以外に設置する場合は、発注者の許可を得ると共に、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(作業に係わる事項)

第12 受注者は、機器等の管理及び保守に従事させる者を発注者の許可を得て、その設置場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携帯させなければならない。また発注者から身分証明書の提示を求められた場合には、提示しなければならない。

第13 受注者は、業務目的以外での情報システムの使用を行ってはならない。

第14 受注者は、成果品（保守の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

第15 受注者は、発注者の許可を得ずに、記録媒体等を執務室外に持ち出してはならない。

第16 受注者は、発注者の許可を得ずに、情報システムの機器を執務室外に持ち出してはならない。

第17 受注者は、いかなる場合にも知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(パスワード等の管理)

第18 受注者は、自己の保有するパスワードについて、不用意にもらしたりメモを作ったりしないようにするなど、パスワードの秘密保持に努めなければならない。

第19 受注者は、ICカード又はユーザーID等を適切に管理しなければならない。

(仕様書等の管理)

第20 受注者は、当該システムの仕様書等を最新の状態にしなければならない。また、システムの仕様変更等の処理を行った場合は、その記録を作成し、発注者に報告しなければならない。

(侵害記録の作成)

第21 受注者は、当該システムに侵害が発生した場合は、その記録を作成し、発注者に報告しなければならない。

(発注者以外のネットワークとの接続)

第22 受注者は、当該情報システムを発注者以外のネットワークとの接続する場合、ネットワーク構成、機器構成及び情報セキュリティレベル等を詳細に検討し、情報資産に影響が生じないことを確認したうえで、発注者の許可に基づき接続しなければならない。

第23 受注者は、発注者以外のネットワークとの接続を行うことでネットワークの安全性が脅かさ

れることの無いようにセキュリティ対策に努めなければならない。

第24 受注者は、接続した発注者以外のネットワークの情報セキュリティに問題が認められた場合には、速やかに当該ネットワークを物理的に遮断しなければならない。

第25 受注者は、発注者のネットワークの情報セキュリティに問題が認められた場合には、速やかに当該ネットワークを、発注者以外のネットワークから遮断しなければならない。

(情報システムの追加・変更)

第26 受注者は、情報システムのソフトウェアを追加・変更する場合は、情報セキュリティ上問題にならないかどうか確認後、発注者の許可を得なければならない。

第27 受注者は、ソフトウェアを追加・変更する場合は、既に稼動している情報システムに接続する前に十分な試験を行わなければならない。

(情報システムの変更管理)

第28 受注者は、情報システムを追加、変更した場合は、その際の設定・構成等の履歴を記録・保存し、必要な場合には復旧できるようにしなければならない。

(情報システムの保守及び更新)

第29 受注者は、情報システムに情報セキュリティに関する不具合が生じた場合は、速やかに対応を行わなければならない。

第30 受注者は、情報システムのソフトウェアの更新については、計画的に実施しなければならない。

(機器の修理及び廃棄)

第31 受注者は、情報システムの機器を修理する場合、又は貸借期限終了等により廃棄する場合、可能な範囲でバックアップを取らなければならない。

第32 受注者は、情報システムの機器を修理により、市の施設外に機器を持ち出す場合、記録媒体内の全ての行政情報を消去しなければならない。なお、行政情報の消去が難しい場合は、発注者の立ち会いのもと、市の施設内において作業を行わなければならない。

第33 受注者は、貸借期限終了等により廃棄する場合は、記録媒体内の全ての行政情報を消去しなければならない。

(機器構成の変更)

第34 受注者は、情報システムの機器の増設・交換を行う必要がある場合には、発注者の許可を得なければならない。

(ウイルス対策)

第35 受注者は、情報システムにウイルス対策ソフトを導入しなければならない。

第36 発注者は、ウイルスチェック用のパターンファイルを常に最新のものに更新しなければならない。

第37 受注者は、ウイルスに関する情報の収集に努め、当該情報システムに影響を及ぼす可能性がある場合には、その情報を発注者に伝え、注意を喚起しなければならない。

第38 発注者は、当該情報システムにおいて、コンピュータウイルスが発見されたときは、速やかに受注者に報告しなければならない。

(不正アクセス対策)

第39 発注者は、情報システムのセキュリティに関する情報を常に収集し、受注者より修正プログラムの提供があった時は、速やかに対応しなければならない。

第40 発注者は、情報システムに不正アクセスの疑いがある場合には、受注者に報告しなければならない。なお、このとき、受注者は適切な措置を講じなければならない。

(法令等遵守)

第41 受注者は、以下の法令等を遵守する。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)

(2) 著作権法(昭和45年法律第48号)

(3) 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(昭和63年法律第95号)

(4) 印西地区消防組合個人情報保護条例(平成17年条例第3号)

暴力団排除等に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(表明確約)

第2条 契約の相手方(以下「受注者」という。)は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。以下同じ。)の役員等(個人である場合はその者を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。)である。

(2) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

(5) 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員又は第1号から第4号に該当する法人等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)、受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。))及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。)としないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除及び賠償)

第3条 消防組合(以下「発注者」という。)は、契約の定めるところの暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者により契約を解除した場合は、これにより生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(関係機関への照会)

第4条 発注者は、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の排除を目的として、必要と認める場合には、受注者に対して、受注者又はこの契約の下請負人等の役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

2 発注者は、受注者から提供された情報を所轄の警察署に提供することができる。

3 受注者は、発注者が前項に基づき警察署へ情報の提供をすることについて、承諾するものとする。

(工事若しくは業務妨害又は不当要求に対する措置)

第5条 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から工事若しくは業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 受注者は、自ら又は下請事業者が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第6条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、印西市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成19年5月2日告示第95号)の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の下請事業者が報告を怠った場合も同様とする。